

香川県広域水道企業団物品の買入れ等の契約における県内企業等への優先発注についての方針

1 趣旨

香川県広域水道企業団は、構成団体が行っていたそれぞれの水道事業を継承して事業を行うため、地域経済の活性化に寄与することを目的として、地元企業の産業育成や雇用の場が確保できるように努める必要がある。

このことにより、適正な競争性及び関係法令順守等が確保されることを前提に、香川県広域水道企業団が発注する物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の契約（建設工事及び建設工事に係る測量、設計コンサルタント業務等に係るものを除く。以下「物品の買入れ等の契約」という。）において競争入札及び随意契約に地域要件を導入し、県内企業等への優先発注を図る。

2 対象とする契約方法

- 制限付一般競争入札
- 指名競争入札
- 随意契約（見積合わせ）

3 優先する地域要件等

(1) 必須とする要件

- 競争入札を行う場合は、入札時に物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者とする。
- 名簿における資格区分にて、A級又はB級に格付けされている者であること。
 - ア 予定価格が250万円を超える競争入札・・・原則としてA級に格付けされている者
 - イ ア以外の競争入札・・・名簿に登載されている者
- その他、個別案件ごとに設定する技術的要件等を必要とする場合は、これを満たす者であること。

※ 随意契約（見積合わせ）の場合は、名簿への登録が必ずしも必要ないことから、下記(2)(3)それぞれの契約実施場所において、本社、支店又は営業所等を有していれば、要件を満たすものとする。

※ 地域要件を設定する場合において、特別な事情で入札参加資格を下記(2)(3)それぞれの契約実施場所に本社(本店)がある者のみに限定する必要がある、その理由が合理的なときは、執行何等に理由を付記した上で、入札参加資格を限定することも可能とする。

(2) 本部及び広域送水管理センターが契約する場合の優先要件

- ① 県内に本社（本店）がある者であること。
- ② 県内に支店、営業所等を有し、かつその長を代理人として登録している者であること。

(3) ブロック統括センターが契約する場合の優先要件

- ① ブロック統括センターの管轄する地域内に本社、支店又は営業所等を有する者であること。
- ② 上記以外の県内に本社、支店又は営業所等を有する者であること。
- ※ 企業団名簿への登録を県内その他市町で行なっている者について、営業拠点等が当該地域内にある場合は、当該地域内における優先要件を満たすものとする。

4 その他

次の場合には、地域要件を設定しないものとする。

- (1) 県内に取扱う業者がない場合
- (2) 県内業者が著作権や原版等を保持していない場合
- (3) その他、適正な競争性及び環境への配慮が確保できない場合